

中古衣類の査定額決定後に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十七日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和二十三年一月二十七日

中古衣類の査定額決定後に関する質問主意書

一、政府は昭和二十二年春より中古衣類の査定価格を定めて査定証紙を賣つてあるが何程の収益があつたか発表すべきである、その収益は竹の子生活者の頭をはねた金額である、収益多ければ多い程、悪収入のバロメーターであるが、所見を問う。

千差、万別の中古衣類を数拾種目で價額を定め竹の子生活者が安くしか賣れない様にする行爲たる中古衣類査定は、本年度より中止すべき善政を片山内閣は取るべきであるが所見を問う。

右質問に対し答弁を要求する。